

## 議案第 39 号

### 伊賀市消防委員会条例の一部改正について

伊賀市消防委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市消防委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市消防委員会条例（平成16年伊賀市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「委員会」という。)」を削り、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「伊賀市消防委員会」の次に「(以下「委員会」という。)」を加える。

第3条第1項中「消防に関する次に掲げる」を「次に掲げる消防に関する」に、「調査及び審議する」を「調査審議する」に改め、同項第1号中「消防」を「消防力」に改め、同項第3号中「並びに」を「及び」に改め、同項第4号中「その他消防行政」を「前3号に掲げるもののほか、消防行政」に改める。

第4条第1項中「市長が委嘱又は任命する次の者」を「委員20人以内」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「招集及び」を削り、同条第1項中「委員会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「会議の」を「委員長が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長及び副委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「委員会の」を削り、同条第2項中「委嘱された」を「委嘱し、又は任命した」に、「委員として委嘱を受けるべき」を「当該」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治協議会を代表する者 6人以内
- (2) 消防機関において消防事務に従事した経験を有する者 2人以内
- (3) 副市長
- (4) 消防団長
- (5) 学識経験を有する者 4人以内
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 6人以内

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。